

第1171号

AFN-1171

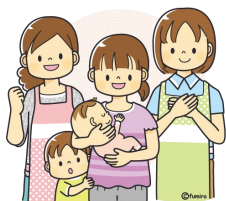
Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H29. 6 / 5 (月)

『28年度は件数、金額とも最高 ソーシャルビジネス関連融資』

日本政策金融公庫国民生活事業が28年度に行ったソーシャルビジネス関連融資実績は、件数が前年度比24.5%増の9,644件、金額が同18.2%増の717億円となり、件数、金額ともに同公庫が発足した20年以降の最高となった。このうちNPO法人向けがそれぞれ25.4%増の1,476件、20.2%増の86億円となり、これも過去最高。同公庫は増加の要因として▽ソーシャルビジネス関連融資全体の約8割を占める介護・福祉事業者向け融資実績が増加基調を維持している▽28年2月に当該事業者向けの融資制度を拡充した一などを挙げた。ソーシャルビジネスとは、**高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、環境保護、地域活性化など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む事業をいう。**日本公庫は29年4月、国民生活事業本部にソーシャルビジネス支援グループを新設。同公庫はかねて、資金面の支援のほか、経営ノウハウ、資金調達に関する情報、先進的な取り組み事例等をホームページ、冊子で提供するなど、情報面の支援も推進。また、地方公共団体、地域金融機関、NPO支援機関等と連携し、課題の解決を支援するネットワークの構築に取り組んできた。支援グループの新設は、これらの支援を一層充実させるのが目的。



『労働基準関係法令違反企業公表 長時間労働削減への動き』

厚生労働省では長時間労働の削減は喫緊の課題として位置づけている。長時間労働削減に向けた取り組みとして、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底等を行っているところだが、この度、労働基準関係法令に違反し、一定の要件に該当した企業について、企業名及び違反の事案について公表した。一定期間（概ね1年間を予定）、厚生労働省のホームページ上に社名や所在地、違反した内容が掲載されるため、企業側にとってのダメージは大きいと言えるだろう。

公表された事案を見てみると、労働安全衛生法や最低賃金法違反の事案が多い。安全な職場環境を確保せずに送検される企業が多いほか、休業4日以上の方災事故にも関わらず労働者死傷病報告書を未提出といった事案で送検されるケースも発生している。最低賃金法違反は主に賃金の未払いに関する事案だ。労働基準法関係では解雇予告手当の未払いで送検されるケースもあったが、多くは36協定に関する違反事案となっている。中には「労働者1名に、36協定の締結・届出なく違法な時間外・休日労働を行わせたもの」という事案もある。36協定未締結・未届出企業は速やかに対応すべきだろう。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com